

美浜発電所3号機の保安規定変更認可申請の補正書の概要

【保安規定変更認可申請とは】

保安規定変更認可申請とは、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（炉規制法第43条の3の24）に基づく手続きで、運転管理（手順、体制等）等、原子炉施設の運用に関する事項を規定した保安規定について、原子炉等による災害の防止上十分であることを原子力規制委員会に審査していただくために申請するものである。

【主な申請内容について】

- ・美浜発電所3号機の原子炉設置変更許可[新規規制基準適合性に係る申請]（2016.10.5許可）の内容を反映。

【初回申請について】

- ・2015年3月17日「保安規定変更認可申請」
（美浜発電所3号炉 原子炉設置変更許可と同時に申請を実施。）

保安規定の構成	主な申請内容（補正箇所は下線）
総則	—
品質保証	—
保安管理体制および評価	—
運転管理	○火災、内部溢水、その他自然災害（地震、津波、竜巻、火山等）発生時の要員の配置や手順書の整備等に係る記載の充実。 ○<u>重大事故等発生時、大規模損壊発生時の要員の配置や手順書の整備等に係る記載の充実。</u> ○重大事故等対策要員の確保、確保の見込みが立たないと判断した場合に原子炉停止操作を実施する等の措置について追記。 ○電源車や送水車等、全ての重大事故等対処設備（約170設備）の運転上の制限について追記。 ○重大事故等発生時の対応操作等の訓練の実施項目について追記。
燃料管理	—
放射性廃棄物管理	—
放射線管理	—
保守管理	○保全対象範囲に、全ての重大事故等対処設備（約170設備）を追加。
非常時の措置	○原子炉主任技術者、本部長、副本部長、各班等を記載した原子力防災組織図を追記。
保安教育	○重大事故等発生時の必要な措置に関する教育の実施項目について追記。
記録および報告	—
附則・添付	○異常時の運転操作基準への重大事故対応について追記。 ○火災、内部溢水および自然災害対応に係る体制整備、教育訓練、手順等に係る実施基準の追記。 ○重大事故等および大規模損壊対応に係る体制整備、教育訓練、手順等に係る実施基準の追記。

高浜発電所1、2号機の保安規定変更認可申請の概要

【保安規定変更認可申請とは】

保安規定変更認可申請とは、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（炉規制法第43条の3の24）に基づく手続きで、運転管理（手順、体制等）等、原子炉施設の運用に関する事項を規定した保安規定について、原子炉等による災害の防止上十分であることを原子力規制委員会に審査していただくために申請するものである。

【主な申請内容について】

- ・高浜発電所1号機から4号機の原子炉設置変更許可[新規制基準適合性に係る申請] (2016. 4. 20 許可) の内容を反映。

保安規定の構成	主な申請内容
総則	—
品質保証	—
保安管理体制	—
運転管理	○火災、内部溢水、その他自然災害（地震、津波、竜巻、火山等）発生時の要員の配置や手順書の整備等に係る記載の充実。 ○重大事故等発生時、大規模損壊発生時の要員の配置や手順書の整備等に係る記載の充実。 ○重大事故等対策要員の確保、確保の見込みが立たないと判断した場合に原子炉停止操作を実施する等の措置について追記。 ○電源車や送水車等、全ての重大事故等対処設備（約170設備）の運転上の制限について追記。 ○重大事故等発生時の対応操作等の訓練の実施項目について追記。
燃料管理	—
放射性廃棄物管理	—
放射線管理	—
保守管理	○保全対象範囲に、全ての重大事故等対処設備（約170設備）を追加。
非常時の措置	○原子炉主任技術者、本部長、副本部長、各班等を記載した原子力防災組織図を追記。
保安教育	○重大事故等発生時の必要な措置に関する教育の実施項目について追記。
記録および報告	—
附則・添付	○異常時の運転操作基準への重大事故対応について追記。 ○火災、内部溢水および自然災害対応に係る体制整備、教育訓練、手順等に係る実施基準の追記。 ○重大事故等および大規模損壊対応に係る体制整備、教育訓練、手順等に係る実施基準の追記。